



高対第870号
令和2(2020)年12月4日

各市町高齢者施設所管課長 様

栃木県保健福祉部高齢対策課長

高齢者施設への感染防止対策のポイントの周知について(依頼)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

過日、有料老人ホームに続き、認知症高齢者グループホームにおける新型コロナウイルス感染症によるクラスターの発生事例が確認されました。

感染拡大防止に向けた取組につきましては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意事項について(その2)(一部改正)(令和2年10月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)」等により、高齢者施設において御対応いただいているところですが、本県を含め近隣都県においても感染者数が増加している状況であることから、下記の感染防止対策のポイントについて、認知症高齢者グループホーム等貴市町所管施設へ御周知くださいますようお願いいたします。

なお、下記の感染拡大防止のポイントについては、別途入所系施設宛て通知したことを申し添えます。

加えて、今般のクラスターの発生を受け、既に注意喚起のための電話、訪問等を実施している市町につきましては、改めて、周知を求めるものではないことを申し添えます。

記

【感染防止対策のポイント】

- 職員、入所者(利用者)のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者を含め、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の基本的な感染防止対策の実施、さらには感染リスクが高まる「5つの場面」の積極的な回避により、感染経路を断つことが極めて重要なことから、対策を徹底し、再度点検すること。
なお、その際には、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」のほか、厚生労働省が作成した「介護現場における感染対策の手引き」や「介護職員のための感染対策マニュアル」、チェックシートなどを活用すること。
- 入所者(利用者)について、感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から入所者(利用者)の健康の状態や変化の有無等の把握を徹底すること。
- 職員を含むすべての施設関係者(家族や周辺関係者を含む)について、管理者が中心となって、健康管理を徹底すること。特に、職員については、各自出勤前に体温を測定するとともに、発熱等の症状が認められる場合や体調がすぐれない場合には、出勤させない、行わないことを徹底すること。

栃木県保健福祉部高齢対策課
介護サービス班(介護事業者)
Tel 028-623-3149 Fax 028-623-3058
E-mail kaigohoken@pref.tochigi.lg.jp
本庁舎4階北側

感染防止対策のポイント

○職員、入所者（利用者）のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者を含め、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の基本的な感染防止対策の実施、さらには感染リスクが高まる「5つの場面」の積極的な回避により、感染経路を断つことが極めて重要なことから、対策を徹底し、再度、点検すること。

なお、その際には、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」のほか、厚生労働省が作成した「介護現場における感染対策の手引き」や「介護職員のための感染対策マニュアル」、チェックシートなどを活用すること。

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

「介護現場における感染対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>

「介護職員のための感染対策マニュアル」（施設系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>

「高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検について」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/kaigohoken/02korona.html>

○入所者（利用者）について、感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から入所者（利用者）の健康の状態や変化の有無等の把握を徹底すること。

○職員を含むすべての施設関係者（家族や周辺関係者を含む）について、管理者が中心となって、健康管理を徹底すること。特に、職員については、各自出勤前に体温を測定するとともに、発熱等の症状が認められる場合や体調がすぐれない場合には、出勤させない、行わないことを徹底すること。

「高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症発生時の応援職員派遣事業」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/kaigohoken/ouensyokuin.html>

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/kaigohoken/syokuinnominsamah.html>